



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目 次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

- * 37 児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
(子育て推進課)
- * 38 児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に
関する規則の一部を改正する規則 (")
- * 39 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則
の一部を改正する規則 (健康対策課)
- * 40 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 (出納室)
- * 41 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規
則 (")

規 則

和歌山県規則第37号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定
める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則(昭和62年和歌山県規則第83号)の一
部を次のように改正する。

第3条第1項中「第9項」を「第7項」に改める。

第8条中「振興局長、市長」を「市長」に改める。

第19条中「第8条第5号」を「第8条第1項第5号」に、「第1
1条第3項」を「第11条第1項第3号」に改める。

第19条の5を次のように改める。

第19条の5 里親省令第13条第3項の規定による届出は、委託
児童職業指導継続困難事由届出(別記第19号様式)によら
なければならない。

第20条中「又は保護受託者」を削る。

別記第10号様式の2及び別記第10号様式の3を次のように改
める。

別記第10号様式の2 (第7条関係)

助産実施解除通知書

年 月 日

振興局長



様

次の妊産婦についての助産の実施を解除することにしましたから、通知します。

入所する妊産婦の氏名	
入所する助産施設の名称 及び所在地	
助産の実施の解除年月日	
助産の実施の解除の理由	

備考 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して審査請求することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第10号様式の3 (第7条関係)

年 月 日

振興局長



様

申込みのありました助産施設への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

(理由)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して審査請求することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第11号様式の2及び別記第11号様式の3を次のように改める。

別記第11号様式の 2 (第 7 条関係)

母子保護実施解除通知書	
年 月 日	
振興局長 印	
様	
次の保護者及びその監護する児童についての母子保護の実施を解除することにしたから、通知します。	
入所する保護者及びその 監護する児童の氏名	
入所する母子生活支援施 設の名称及び所在地	
母子保護の実施の解除の 年月日	年 月 日
母子保護の実施の解除の 理由	

備考 この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して審査請求することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第11号様式の3 (第7条関係)

母子生活支援施設入所不承諾通知書

平成 年 月 日

振興局長



様

申込みのありました母子生活支援施設への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

(理由)

この処分に不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に和歌山県知事に対して審査請求することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第17号様式から別記第18号様式の4までを次のように改める。

別記第17号様式 (第18条関係)

里 親 認 定 申 請 書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名 (自署又は記名押印)

電話番号

里親の認定等に関する省令

第 6 条

第15条において準用する同令第 6 条

第17条において準用する同令第 6 条

第20条において準用する同令第 6 条

の規定により、里親の

認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

認定受けようとする里親の種類 (該当するものを○で囲む。)	養育里親 親族里親 短期里親 専門里親 職業指導里親					
	氏 名	年齢	性別	続柄	職 業	健康状態
里親認定希望者及びそれと同居する者						
里親の認定を希望する理由						

- (添付書類) 1 里親認定希望者及びその同居家族の履歴書
2 里親希望者の居住する家屋の平面図

別記第18号様式 (第19条関係)

里親 $\left(\begin{array}{c} \text{認定} \\ \text{登録} \end{array} \right)$ 取消申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名 (自署又は記名押印)

電話番号

里親の認定等に関する省令

第8条第1項第5号
 第8条第2項第6号
 第15条において準用する同令第8条第1項第5号
 第17条において準用する同令第8条第1項第5号
 第20条において準用する同令第8条第1項第5号
 第11条第1項第3号
 第17条において準用する同令第11条第1項第3号
 第20条において準用する同令第11条第1項第3号

の規定に

より、里親としての $\left(\begin{array}{c} \text{認 定} \\ \text{登 録} \end{array} \right)$ の取消しを下記のとおり申請します。

記

認定（登録）の取消し を受けようとする里親の 種類（該当するものを○ で囲む。）	養育里親 親族里親 短期里親 専門里親 職業指導里親
取消しを希望 する理由	

別記第18号様式の2 (第19条の2関係)

里親登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名 (自署又は記名押印)

電話番号

里親の認定等に関する省令 第9条
第17条において準用する同令第9条
第20条において準用する同令第9条 の規定により、里親の
登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

氏 名			生年月日		性 別	男・女
登録を受けようとする 里親の種類 (該当する ものを○で囲む。)	養育里親 短期里親 専門里親 職業指導里親					
認定を受けた年月日	年 月 日					
※登録番号			※登録年月日	年 月 日		
			※登録の有効期限 満了の日	年 月 日		

備考 ※は記入しないこと。

別記第18号様式の3 (第19条の3関係)

里親登録更新申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名 (自署又は記名押印)

電話番号

里親の認定等に関する省令 { 第10条
第17条において準用する同令第10条
第20条において準用する同令第10条 } の規定により、里親に係る登録の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

登録の更新を受けようとする里親の種類 (該当するものを○で囲む。)		養育里親 短期里親 専門里親 職業指導里親			
登録番号		登 録 年 月 日	年 月 日		
		登録の有効期限満了の日	年 月 日		

別記第18号様式の4 (第19条の4関係)

里親登録申請書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名 (自署又は記名押印)

電話番号

里親の認定等に関する省令

第13条第1項

第15条において準用する同令第13条第1項

第17条において準用する同令第13条第1項

第20条において準用する同令第13条第1項

の規定により、

登録を受けた事項について変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

記

登録を受けている里親の種類 (該当するものを○で囲む。)	養育里親 親族里親 短期里親 専門里親 職業指導里親	
変更の内容	変 更 前	変 更 後
変更の理由		

別記第19号様式を次のように改める。

別記第19号様式 (第19条の5関係)

委託児童職業指導継続困難事由届

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所

氏 名 (自署又は記名押印)

電話番号

里親の認定等に関する省令 第13条第2項の規定により、委託児童の職業指導を継続することが困難となったので、下記のとおり届け出ます。

記

委託児童氏名	
職業指導を継続 することが困難 となった理由	

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県規則第38号

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法第56条の規定に基づく負担金の徴収等に関する規則(昭和37年和歌山県規則第33号)の一部を次のように改正する。

第1条中「法第20条」の次に「及び第21条の9の2」を加え、「法第56条第4項」を「法第56条第5項」に、「同条第7項」を「同条第8項」に改める。

第10条中「法第20条」の次に「及び第21条の9の2」を加え、「法第56条第4項」を「法第56条第5項」に改める。

別記第1号様式の1を次のように改める。

別記第 1 号様式の 1 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事

印

(振興局長 印)

児童福祉法に基づく負担金決定通知書

年 月 日 に入所承諾のあった助産の実施に係る負担金の額を下記のとおり決定したので、滞りなく納入されるよう通知します。

記

負担金 円

摘要

備考

- (1) この金額は、納入通知書が届いた都度、最寄りの県指定金融機関（紀陽銀行）か、収納代理金融機関に納入すること。
- (2) 納入通知書が届いた後、この負担金を納入しないときは、地方税滞納処分の例により処分される場合があるので留意してください。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求（異議申立て）をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌月から起算して6か月以内に、和歌山県を被告（和歌山県知事が被告の代表者となります。）として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求（異議申立て）をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求（異議申立て）に対する裁決（決定）の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第1号様式の2中「殿」を「様」に改める。

別記第1号様式の3を次のように改める。

別記第 1 号様式の 3 (第 3 条関係)

第 号
年 月 日

様

和歌山県知事



(振興局長 )

児童福祉法に基づく負担金決定通知書

年 月 日に入所承諾のあった母子保護の実施に係る負担金の額を下
記のとおり決定 (変更) したので、滞りなく納入されるよう通知します。

記

月額 円

摘要

備考

- (1) この金額は、納入通知書が届いた都度、最寄りの県指定金融機関 (紀陽銀行) か、収納代理金融機関に納入すること。
- (2) 納入通知書が届いた後、この負担金を納入しないときは、地方税滞納処分の例により処分される場合があるので留意してください。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求 (異議申立て) をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌月から起算して6か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求 (異議申立て) をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求 (異議申立て) に対する裁決 (決定) の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第1号様式の4及び別記第2号様式中「殿」を「様」

に改める。

別記第3号様式を次のように改める。

別記第3号様式 (第3条関係)

第 号

年 月 日

様

和歌山県子ども・障害者相談センター所長 印

(和歌山県紀南児童相談所長 印)

児童福祉法に基づく措置費負担金決定通知書

年 月 日 に入所措置された措置費負担金の額を下記のと
おり決定 (変更) したので、滞りなく納入されるよう通知します。

記

月 額 負担金 円

負担開始 (変更) 年 月 日
年 月 日

摘要

備考

- (1) この金額は、納入通知書が届いた都度、最寄りの県指定金融機関 (紀陽銀行) か、収納代理金融機関に納入すること。
- (2) 納入通知書が届いた後、この負担金を納入しないときは、地方税滞納処分の例により処分される場合があるので留意してください。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、和歌山県を被告 (和歌山県知事が被告の代表者となります。) として提起することができます。ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決 (決定) の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記第4号様式から別記第6号様式までの規定中「殿」を「様」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県規則第39号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和42年和歌山県規則第15号）の一部を次のように改正する。

別記第8号様式及び別記第8号様式の2を次のように改める。

別記第 8 号様式(第 8 条関係)

措置入院決定通知書

第 号
年 月 日

保護者 様

和歌山県知事

(印)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 29 条第 1 項(第 29 条の 2 第 1 項)の規定に基づき、下記の者を 和歌山県立
和歌山県指定
年 月 日入院させましたから、通知します。

記

住 所
氏 名
性 別 男・女
生年月日 年 月 日

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。)

別記第 8 号様式の 2 (第 8 条関係)

措置入院決定のお知らせ

年 月 日

様

和歌山県知事

印

- 1 あなたは、精神保健指定医の診察の結果、入院措置が必要であると認めたので通知します。
- 2 あなたの入院は、【①精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 29 条の規定による措置入院 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 29 条の 2 の規定による緊急措置入院】です。
- 3 あなたの入院中、手紙やはがきなどの発信や受信は制限されません。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員の立ち会いのもとで、あなたに開封してもらい、その異物は病院で預かることがあります。
- 4 あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員、あなたの代理人である弁護士との電話・面会や、あなた又は保護者の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は制限されませんが、それら以外の人との電話・面接については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時的に制限することがあります。
- 5 あなたは、治療上の必要性から、行動制限を受けることがあります。
- 6 もしもあなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、遠慮なく病院の職員に申し出てください。

それでもなお、あなたの入院や処遇に納得のいかない場合には、あなた又は保護者は、退院や病院の処遇の改善を指示するよう、県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知りになりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか又は下記にお問い合わせください。

県における所管課の連絡先(電話番号を含む。)

- 7 病院の治療方針に従って療養に専念してください。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に厚生労働大臣に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。)

別記第11号様式を次のように改める。

別記第 1 1 号様式(第 1 1 条関係)

(和歌山市の場合)

入 院 費 用 額 決 定 通 知 書	
第 年 月 日 号	
負担義務者	様
和歌山県知事 	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和 42 年和歌山県規則第 15 号)第 1 1 条第 3 項の規定により、次のとおり入院に要する費用額を決定したので通知します。	
措置入院者氏名	
入院病院名	病院
入院に要する費用額	月額 円
摘 要	

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。)

別記第 1 1 号様式(第 1 1 条関係)

(和歌山市以外の場合)

入院費用額決定通知書	
第 年 月 日 号	
負担義務者	様
保健所長 印	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和 42 年和歌山県規則第 15 号)第 1 1 条第 3 項の規定により、次のとおり入院に要する費用額を決定したので通知します。	
措置入院者氏名	
入院病院名	病院
入院に要する費用額	月額 円
摘要	

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して審査請求をすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に審査請求をした場合には、処分の取消の訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。)

別記第12号様式の2及び別記第12号様式の3中「③現在の病状、状態像」を「③現在の病状、状態像等」に改める。

別記第14号様式を次のように改める。

別記第 1 4 号様式(第 1 4 条関係)

番 号
年 月 日

通 知 書

申請者 様

和歌山県知事

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第 32 条 通院医療費の公費負
第 45 条 の規定による 精神障害者保健福祉

担
の申請は、次により承認されませんでしたので通知します。

手帳

- 1 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 32 条の規定に該当しないこと。
- 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の障害等級に定める精神障害の状態に該当しないこと。
- 3 その他の理由

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に和歌山県知事に対して異議申立てをすることができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内であっても、処分の日から 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この処分の取消しの訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に、和歌山県を被告(和歌山県知事が被告の代表者となります。)として提起することができます。(なお、処分の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に異議申立てをした場合には、処分の取消の訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。)

別記第28号様式及び別記第29号様式を次のように改める。

別記第 2 8 号様式 (第 2 6 条関係)

精神障害者社会復帰施設設置届出書

年 月 日

和歌山県知事

様

住 所
名 称
代表者氏名

印

精神障害者社会復帰施設を設置したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 5 0 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

施設の種類、名称、所在地及び定員	種 類			
	名 称			
	所在地	〒 電話		
	定 員	人		
経営者の氏名及び住所 (法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)	氏 名			
	住 所	〒 電話		
建 物 其 他 の 設 備 の 規 模 及 び 構 造	建 物	造 階建	建築面積 m ²	延床面積 m ²
	設 備			
運 営 の 方 針				
職 員 の 定 数 及 び 職 務 の 内 容	職名	人数	職務の内容	
事業開始の予定年月日	年 月 日			

注 この届出書には、次の書類を添付すること。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 条例、定款その他の基本約款
- (4) 設置者の経歴書及び主な職員の履歴書
- (5) 建物の平面図、位置図及び写真
- (6) その他必要な書類

別記第 29 号様式 (第 26 条関係)

精神障害者社会復帰施設変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

印

精神障害者社会復帰施設の届出事項に変更が生じたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 50 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

施 設 の 種 類		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項		
変更の内容及び理由	変 更 後	変 更 前
	(理 由)	

注 変更する内容に応じて、次の書類を添付すること。

- (1) 条例、定款その他の基本約款
- (2) 設置者の経歴書及び主な職員の履歴書
- (3) 建物の平面図、位置図及び写真
- (4) その他必要な書類

別記第31号様式及び別記第32号様式を次のように改める。

別記第 3 1 号様式 (第 2 7 条関係)

精神障害者居宅生活支援事業実施届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

印

精神障害者居宅生活支援事業を実施したいので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）第 5 0 条の 3 第 1 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

事 業 の 種 類			
事 業 の 内 容			
経 営 者 の 氏 名 及 び 住 所 (法人であるときは、その名称 及び主たる事務所の所在地)	氏 名		
	住 所	〒 電話	
職員の定数及び職務の内容	職名	人数	職務の内容
事業の用に供する施設又は 住居（精神障害者短期入所 事業又は精神障害者地域生 活援助事業を行う場合に記 載のこと）	種 類		
	名 称		
	所在地	〒 電話	
	入所又は入居定員	人	
事業開始の予定年月日	年 月 日		

注 この届出書には、次の書類を添付すること。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 条例、定款その他の基本約款
- (4) 主な職員の履歴書
- (5) 施設又は住居の平面図、位置図及び写真
- (6) その他必要な書類

別記第 3 2 号様式 (第 2 7 条関係)

精神障害者居宅生活支援事業変更届出書

年 月 日

和歌山県知事 様

住 所
名 称
代表者氏名

印

精神障害者居宅生活支援事業の届出事項に変更が生じたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号) 第 5 0 条の 3 第 2 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

事 業 の 種 類		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項		
変更の内容及び 理 由	変 更 後	変 更 前
	(理 由)	

注 変更する内容に応じて次の書類を添付すること。

- (1) 条例、定款その他の基本約款
- (2) 主な職員の履歴書
- (3) 施設又は住居の平面図、位置図及び写真
- (4) その他必要な書類

附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則別記第28号様式、別記第29号様式、別記第31号様式及び別記第32号様式の規定による用紙は、当分の間必要な調整をして使用することができる。

和歌山県規則第40号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「及びせり売り」を「、せり売り及び長期継続契約」に改め、「第110条」を「第110条の2」に改める。

第59条第1項中「第161条第1項第14号」を「第161条第1項第17号」に改め、同項第8号を次のように改める。

(8) 削除

第59条第1項第19号を次のように改める。

(19) 下水道、料金後納郵便に関する料金

第59条第2項中「第161条第1項第1号から第13号」を「第161条第1項第1号から第16号」に改め、同項第6号中「要保護女子に対する移送費」を「入所者の緊急時における即時に現金支払しなければならない扶助費」に改め、同項に次の2号を加える。

(18) 即時に現金支払をしなければならない毎月1回以上の頻度で行うごみ処理に係る経費 毎3月分以内の予定額

(19) つり銭用資金の交付を受けるかいにおけるつり銭用資金の両替に係る経費 毎3月分以内の予定額

第61条第1項中「及び公共料金」を「その他の給付並びに電気、上下水道、ガス、電気通信役務及び料金後納郵便に関する料金（以下「公共料金」という。）」に改める。

第97条第1項各号を次のように改める。

(1) 電気、上下水道又はガスの使用に関する契約

(2) 電気通信役務の提供を受ける契約

(3) 不動産を借りる契約

(4) 前各号に定めるもののほか、契約金額が第108条各号に規定する額を超えない契約（工事の請負契約、公有財産の買入れ契約、重要物品の購入に係る契約その他知事が別に定めるものを除く。）

第97条第2項中「前項第3号又は第7号」を「前項第2号」

に、「前渡資金精算票」を「精算票」に改め、「年月日」の次に「、職名及び氏名」を加え、「記名押印」を「押印」に改める。

第108条の次に次の1条を加える。

(随意契約の公表)

第108条の2 令第167条の2第1項第3号の規定により、契約を締結しようとするときは、県報、新聞紙、掲示その他の方法により、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 契約の内容

(2) 契約の相手方の決定方法

(3) 契約の相手方の決定日時

(4) 契約の相手方の選定基準

(5) 見積書の提出期限及び提出場所

2 前項の規定により、契約を締結した後において、県報、新聞紙、掲示その他の方法により、次に掲げる事項について公表するものとする。

(1) 契約の内容

(2) 契約の相手方の名称及び所在地

(3) 契約金額

(4) 契約年月日

(5) 契約の相手方とした理由

第110条の次に次の1条を加える。

(長期継続契約)

第110条の2 長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年和歌山県条例第40号。以下この条において「条例」という。）第1条第1号に規定する規則で定める契約は、契約の予定価格が7,000万円未満の契約で次の各号に掲げる物品の借入れに関するものとする。

(1) 電子計算機その他の情報通信機器（これに付随して使用する機器等を含む。）

(2) 印刷機その他の事務用機器等

(3) 自動車その他の車両

2 条例第1条第2号に規定する規則で定める契約は、契約の予定価格が7,000万円未満の契約で次の各号に掲げる役務の提供に関するものとする。

(1) 県庁舎等（これに附帯する設備及び敷地を含む。）の保守管理業務

(2) 前項各号に規定する物品の保守管理業務

(3) 電子計算機のプログラムの利用又は保守管理業務

(4) 公の施設（これに附帯する設備及び敷地を含む。）の保守管理業務

(5) 習熟に期間を要する業務

3 前2項に掲げる契約を締結するときは、当該契約の期間については、3年以内としなければならない。ただし、知事が特に必要と認めたときは、この限りでない。

別表第1中「地方教育事務所」を「給与課分室」に、「教育研修センター」を「教育センター学びの丘」に改める。
別表第2中12の部から14の部までを次のように改める。

12役務費	電信料	支出の定するとき。			電話架設申込みに係るもの							支出の定する額	出よとる	
	長期継続契約によるもの（電信料を除く。）	計年度初年度の日の										当該年度の定額	契約のし	
	料後郵便料	支出の定するとき。										支出の定する額	出よとる	
	運賃先払いによる搬及運料並びに荷物の保管料	支出の定するとき。										支出の定する額	出よとる	
	公共事業に係る不動産鑑定報酬額	支出の定するとき。										支出の定する額	出よとる	
	単価契約によるもの	支出の定するとき。										支出の定する額	出よとる	
	その他の役務費	交付決定、申込みは約締結するとき。			建物及び動産火災保険に係るもの			1,000万円以上（第90条第1項第4号の規定に当該特約書（請	全額（第90条第1項第1号又は第4号の規定に当該特約書（請	全額（第90条第1項第1号又は第4号の規定に当該特約書（請	全額（第90条第1項第1号又は第4号の規定に当該特約書（請	交付する額、納付する額は約額	見書は出明かし書及契約書	積又算基をらいた類び約案

[illegible]

テレビ視聴料及びタクシー乗券	支の決定するとき。										支出する額	
その他の使用及び賃料	契約締結するとき。						1,000万円以上(会場借上げに係るもの(附随する経費を含む。)を除く。)	全額(会場借上げに係るもの(附随する経費を含む。)を除く。)	全額(会場借上げに係るもの(附随する経費を含む。)を除く。)	全額(会場借上げに係るもの(附随する経費を含む。)を除く。)	契約金額	積又算基を明らかにした類及び契約書

別表第3中「公共料金」を「公共料金、恩給及び退職年金」に改める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

和歌山県規則第41号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成17年3月29日

和歌山県知事 木 村 良 樹

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第7条中「管財課」の次に「、総務事務集中課」を加える。

別表第1振興局健康福祉部(東牟婁振興局健康福祉部古

座支所を除く。)の項中「古座支所」を「串本支所」に改め、同表東牟婁振興局健康福祉部古座支所の項中「古座支所」を「串本支所」に改め、同表振興局農林水産振興部の項中「農林水産普及課長」を「農林水産課長」に改め、同表農林水産総合技術センター畜産試験場(養鶏研究所を除く。)の項中「総務課長」を「副場長」に改め、同表農林水産総合技術センター水産試験場(増養殖研究所及び内水面研究所を除く。)の項中「増養殖研究所及び内水面研究所」を「増養殖研究所」に改め、同表農林水産総合技術センター水産試験場内水面研究所の項を削り、同表和歌山下津港湾事務所の項中「総務課長」を「総務管理課長」に改め、同表地方教育事務所の項中「地方教育事務所」を「給与課分室」に、「管理課長」を「分室長」に改め、同表教育研修センターの項中「教育研修センター」を「教育センター学びの丘」に改める。

別表第4を次のように改める。

別表4(第9条、第9条の2関係)

出納員の区分	支払等の事務主管の対象となるかい
1 出納室の出納員	海草振興局 文書館 消防学校 環境衛生研究センター 動物愛護センター 消費生活センター 男女共生社会推進センター 女性相談所 子ども・障害者相談センター 有功ヶ丘学園 公営競技事務所 工業技術センター 和歌山高等技術専門学校 和歌山下津港湾事務所 向陽中学校 向陽高等学校 桐蔭高等学校 星林高等学校 和歌山北高等学校 和歌山東高等学校 和歌山高等学校 和歌山西高等学校 和歌山工業高等学校 和歌山商業高等学校 海南高等学校 大成高等学校 青陵高等学校 和歌山第二工業高等学校 陵雲高等学校 和歌山盲学校 和歌山ろう学校 紀北養護学校 紀伊コスモス養護学校 図書館 近代美術館 博物館 紀伊風土記の丘 自然博物館 和歌山東警察署 和歌山西警察署 和歌山北警察署 海南警察署

2 出納室那賀分 室の出納員	那賀振興局 仙溪学園 高等看護学院 給与課那賀分室 粉 河高等学校 那賀高等学校 貴志川高等学校 岩出警察署
3 出納室伊都分 室の出納員	伊都振興局 医科大学附属病院紀北分院 農業大学校 給与 課伊都分室 橋本高等学校 紀北工業高等学校 伊都高等学 校 紀北農芸高等学校 笠田高等学校 紀の川高等学校 き のかわ養護学校 橋本警察署 妙寺警察署
4 出納室有田分 室の出納員	有田振興局 農林水産総合技術センター 給与課有田分室 箕島高等学校 有田中央高等学校 耐久高等学校 たちばな 養護学校 有田警察署 湯浅警察署
5 出納室日高分 室の出納員	日高振興局 就農支援センター 給与課日高分室 日高高等 学校 紀史館高等学校 みはま養護学校 御坊警察署
6 出納室西牟婁 分室の出納員	西牟婁振興局 紀南児童相談所 田辺高等技術専門校 近畿 自動車道紀南高速事務所 南紀白浜空港管理事務所 給与課 西牟婁分室 教育センター学びの丘 南部高等学校 田辺高 等学校 田辺工業高等学校 田辺商業高等学校 熊野高等学 校 南紀高等学校 南紀養護学校 はまゆう養護学校 田辺 警察署 白浜警察署
7 出納室東牟婁 分室の出納員	東牟婁振興局 (健康福祉部串本支所及び串本建設部を除く。) なぎ看護学校 新宮高等技術専門校 給与課東牟婁分室 新宮高等学校 新宮商業高等学校 みくまの養護学校 新宮 警察署
8 出納室東牟婁 分室串本駐在員 の主任駐在員の 職にある出納員	東牟婁振興局 (健康福祉部串本支所及び串本建設部) ふる さと定住センター 串本高等学校 古座高等学校 串本警察 署

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。